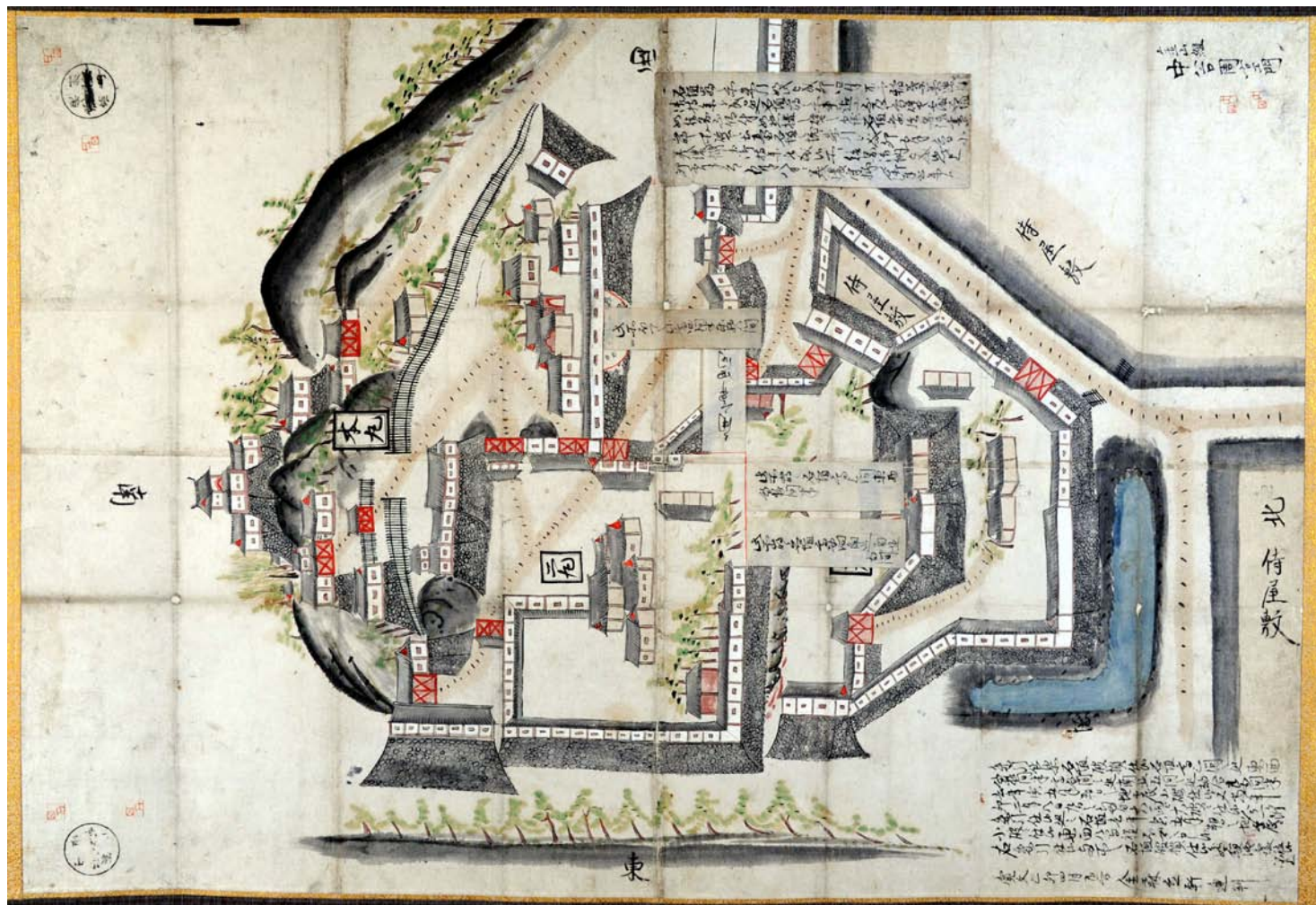




(第 34 図)

(31) 高山城石垣修築届出絵図 (第 34 図)

年代 金森時代 寛文 3 年 (1663)

寸法 81.2×50.3

所蔵 高山市教育委員会

この絵図は、寛文 3 年 (1663) に高山城の石垣を修築した際、幕府の老中稲葉美濃守正則へ届出をした絵図 (註 23) の控えである。

東側の二之丸庭樹院殿屋敷の北側石垣が破損し、また西側の二之丸屋形北側の石垣が大きく張り出してしまったために、事前の届出をしている。

庭樹院屋形北側石垣は、寛文 2 年 (1662) 5 月 1 日、近畿・中部・関東地方にかけての大地震で崩れ、翌年 2 月の大雨でさらに崩れた。

また、二之丸屋形北側石垣も寛文 2 年の大地震で崩れた。この 2 カ所について、付箋が貼られて表記され、図の余白には規模や災害の様子が書いてある。

二之丸屋形北側の付箋には「此所はらみ候石垣高四間半 東西八間」、庭樹院殿屋敷北側の付箋には「角高さ三間半、此所崩候石垣高三間東西式拾間半」「此所崩候石垣高式間角迄南北五間」と 2 枚が貼られている。

さらに図の左下には次の①～③の文が記されている。

①庭樹院殿屋敷北側の部分を「石垣高サ三間之所東西式拾間半高サ二間之所南北五間都合式拾五間半去年寅五月朔日之地震小破仕候上ニ又当年卯二月八日九日両日之大雨ニ大破仕候」と書いている。

②二之丸屋形北側部分を「今一ヶ所朱引仕候処之石垣去年寅五月朔日之地震小破仕候石垣高サ四間半ニ御座候比所ハ

石垣崩不申候得者朱引仕候所東西八間程張出申候」と書いている。

③この2カ所について朱引した内容で、「右朱引仕候所之石垣兩所破損仕候分先規修覆仕度奉願候」と頼直名で書いている。文末には寛文三年四月二十二日金森立軒 印判 とある。

これに対して幕府は受け入れず、詳細に書くよう指示があった。そのため詳細に書いて5月6日に再提出した。その結果、5月8日に図上右の付箋を貼ってようやく返書が届いた。その付箋の内容は次のとおりである。

「石垣崩之所朱引如此被成卯四月廿二日稲葉美濃守様江御持参被成候処石垣崩之所書書 达尔不及之間壁之覆石垣如惣構之絵図書直シ御持参可有之由御差図ニ付而崩有様ハ絵図不仰付如惣構之壁之覆石垣委絵図御書セ崩之所壁之土台石垣之境ニ朱引被成卯五月六日ニ美濃守様江御持参被成候処ニ絵図御収被成候以上卯五月六日五月八日ニ美濃守様ヨリ御奉書参候」

この絵図からわかることは①金森氏は高山城の全体測量図を幕府に出したくなかったこと、②城郭の諸施設は最高軍事秘密なので、武具蔵、塩蔵などの所在は明らかにしていない、③建物は質素に書いていることなどである。また、二之丸屋形北側の修築した石垣は、元禄8年の高山城取りこわし、石垣撤去の際には、防災対策上から取り払われていないことに注視すべきである。

(註23) 寛文3年、延宝4年の石垣修復届出絵図については、「高山市教育委員会編集『高山城発掘調査報告書』高山市教育委員会発行 昭和61年」 25、26頁に記載している。

※掲載されている情報（文章、写真など）は、著作権法上認められた例外を除き、高山市教育委員会に無断で複製・引用・転用・転載などの利用をすることはできません。